



記者発表資料

令和7年10月22日
建設局道路部
街路建設課
電話 245-5343

工事の積算誤りによる契約解除について

建設局道路部街路建設課で発注した「(都) 塩田町誉田町線(塩田町地区) 地盤改良工事(7-1)」の契約締結後に設計図書の誤りが判明したため、入札制度の公正性・透明性の趣旨に鑑み、契約を解除しましたので、お知らせします。

本件に関し、関係者の皆さんに多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げるとともに、再発防止に努めてまいります。

1 契約解除日

令和7年10月17日

2 契約解除の理由

市が、入札時の予定価格および最低制限価格を算出する際の基礎となる設計書を作成する過程で、機械経費の積算の一部に誤りがあったことが判明しました。

この誤った設計書により過少となつた予定価格と最低制限価格をもつて入札手続きを行い、本来落札者になることができない事業者を落札者として決定してしまつたものです。

本来であれば、最低制限価格を上回る別の事業者を落札者として決定すべきものでした。

※「予定価格」は入札価格の上限値、「最低制限価格」は入札価格の下限値

3 経緯

令和7年7月23日 開札

30日 契約締結(工事期間 令和7年7月31日～令和8年1月16日)

8月22日 設計図書に誤りがあったことが判明

28日 契約者に工事一時中止を通知

10月17日 契約者に契約解除を通知

(契約解除に伴う賠償金は、現在、受注者と協議中)

4 再発防止策

今回の事例について関係部署で情報共有を図るとともに、設計図書の検算にあたっては、改めて複数人による確認を徹底し、チェック体制の強化を図ります。併せて、職員の積算に関する理解を深め、発注事務に対する意識向上に努めてまいります。